

広島県における令和7年国勢調査広報業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

国勢調査は、5年に一度実施される国で最も基本的で重要な調査であり、日本に常住する全ての人と世帯が対象となっている。また、国勢調査の結果は、衆議院議員の小選挙区の改定基準における法定人口としての利用や少子化対策・防災等の各種行政施策はもとより、民間企業や研究機関でも広く利用され、国民生活に役立てられている。

そのため、正確かつ円滑な国勢調査の実施は不可欠であり、プライバシー意識の高まりや統計調査への関心の低下等の状況にある中でも、県民の理解や協力を得て、令和7年国勢調査に回答いただくことが必要となる。

本業務は、広島県民の態様に応じ、国勢調査の効果的な広報を実施・企画することで、多くの県民から国勢調査への十分な理解を得るとともに、調査への回答意欲を促すことを目的として、専門的な知識や豊富な実践経験を持つ民間事業者に委託を行う。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年11月30日まで

(4) 予算額

17,930千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和7年6月10日（火） 午後5時（必着）

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

① 提出期限

令和7年6月18日（水） 午後3時（必着）

② 提出方法

電子メールにより提出すること。

送付先アドレス：soutoukei@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「広島県における令和7年国勢調査広報業務についての質問」とすること。

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和7年6月19日（木）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。また、質問に対する回答は、公募型プロポーザル参加資格を有する者がした質問にのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県総務局統計課（広島県庁本館3階）

- ② 提案書提出期限
令和7年6月23日（月） 午後5時（必着）
- ③ 提案書の取り下げ
提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書を提出すること。
- (5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリングによる審査の実施
- ア 第1次審査（書類審査）
提案書の提出が4件を超えた場合に、第1次審査を実施し、上位4者を選定する場合がある。
なお、審査方法、評価基準等は、最優秀提案者決定の方法に準じる。
- イ 第2次審査（プレゼンテーション）
- ① 実施場所 オンライン会議システム（Zoom）による開催とする。
- ② 実施日時 令和7年7月7日（月）
※ 具体的な時間等については提案者ごとに別途通知する。
- ③ 出席者
公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者とする。
ただし、オンライン会議システムへの入室は3名までとし、主たる説明者は当該業務を実施する場合の統括責任予定者が行うものとする。
- ④ 時間
1 提案者当たりの説明時間は30分以内とし、内訳はプレゼンテーション20分、質疑応答10分とする。
- ⑤ 資料
プレゼンテーションにおいて使用する資料は、提出した提案書により行うものとし、追加提案や追加資料の配布は不可とする。
- ⑥ その他
正当な理由なく参加しなかった者の提案は辞退したものとして取り扱う。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
- ・ 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
 - ・ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
 - ・ 会社概要及び自治体等の同様の業務に関する実績表【様式2】
- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、電子メールにより提出すること。
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県総務局統計課に対してその理由説明を求めることができる。

- ③ この説明を求める場合は、令和7年7月11日（金）までに、その旨を記載した書類を電子メールで提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和7年7月14日（月）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき公開することがある。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 公告に定めた方法により決定した最優秀提案者と、提出された提案書を基に協議の上、県の契約締結担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。
なお、協議において、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。
- (3) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (4) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- ☐ 公告の写し
- ☐ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式【様式1・2】
- ☐ 仕様書等に対する質問書【様式3】
- ☐ 取り下げ願い書【様式4】
- ☐ 契約書（案）
- ☐ 仕様書
- ☐ 評価基準
- ☐ 広島県における令和7年国勢調査広報業務 企画提案書作成要領

【問い合わせ先】

広島県総務局統計課 担当 濱田

電話 082-513-2533 (ダイヤルイン)

メールアドレス soutoukei@pref.hiroshima.lg.jp